

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証(被保険者証)の一斉更新について

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちのオレンジ色の保険証を破棄し、水色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民生活課医療給付係までお申し出ください

新しい保険証の色は水色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110110 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からはお持ちのピンク色の減額認定証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、町民生活課医療給付係へ申請してください。

限度額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証の色は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成28年 8月 1日
有効期日	平成29年 7月 31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	平成28年 8月 1日 保険者印 印
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110110 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

■医療費通知を全受診者へ送付します

これまで希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者(平成28年1月~6月に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

【お問い合わせ】

町民生活課医療給付係(☎52-3315)または北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)